

監査結果公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成12年12月20日

四日市市監査委員	伊藤靖彦
同	金森廣二
同	小井道夫
同	石川勝彦

第1 監査の請求

監査請求書

一、請求の要旨

四日市市長は近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）に対し、事務費、金7,079,061円は公金の不当な支出であるので、返還の請求を求める。

二、請求の要旨の原因と理由

- 平成12年2月頃、近鉄踏切、霞ヶ浦第15号（所在、四日市市南富田町地内）踏切、防護工事について、金707万円余が支払われた。
- この事務費について、詳細な記述は何もない。また、事務費として当然考えられる諸経費も、夫々すべての項目に亘って計上されている。よって、二重に、更に、事務費を請求すべきものではない。

平成12年10月23日

四日市市監査委員 殿

請求人 四日市市在住 山下 敏男

第2 請求の受理

本件については、法定要件を踏まえ、請求人の主意を勘案し、平成12年10月23日付けで受理した。

但し、監査請求書のなかには別件事項が含まれていたため、これを監査対象から除外した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成12年11月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人は欠席した。

第4 監査の実施

平成12年11月24日に四日市市下水道部下水建設課の監査を実施し、関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の結果

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

平成12年12月20日

山下敏男 様

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	金森 廣二
同	小井 道夫
同	石川 勝彦

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成12年10月23日に受理した住民監査請求について、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

記

1 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求書の内容を勘案して、監査対象事項を次のとおりとした。

四日市市南富田町地内の近鉄名古屋線霞ヶ浦第15号踏切道下において、市が発注する公共下水道茂福汚水2号幹線管渠布設工事（その1）の施行に伴い、軌道の防護工事を近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）に委託し、施行した。

委託料にかかる事務費として、金7,079,061円が支払われた。

この事務費についての詳細は何処にも記述されていない。また、当然この事務費と考えられる諸経費は、別に工事項目の全てに亘って、それぞれ諸経費として計上されている。

よって、近鉄へ事務費を支出することは二重の支払いであり、不当な公金の支出である。四日市市長は、近鉄に対し事務費の返還を求めるよう請求する。

(2) 監査対象部局

四日市市下水道部下水建設課を監査対象とし、平成12年11月24日に関係書類の提出を求め、関係職員から事情聴取を行った。

2 監査の結果

(1) 事実関係

公共下水道茂福汚水2号幹線管渠布設工事は、四日市都市計画下水道流域関連四日市市第17号公共下水道として、平成9年10月28日に都市計画事業認可を受けた事業で、流域関連公共下水道茂福処理区域を受け持つ幹線工事である。

この下水道工事の整備に当たっては、鉄道敷下に及ぶことから、安全性への配慮に鑑み、近鉄と協議し、近鉄から工事承認書を取るとともに、工事に先立ち協定書を締結した。

本件の諸経費、事務費は、この承認書と協定書に基づき工事契約された額のうち、この工事等にかかる経費として、市が近鉄に支払った。近鉄は受注者（近鉄から当該工事各項目を請け負った業者。）に直接工事にかかる費用の他に、安全管理費、その他工事経費等を諸経費として支払い、

近鉄自体のこの工事の事務を進めるために必要とする人件費及び備消耗品費等事務経費を事務費としている。また、金額の算定は、諸経費、事務費とも近鉄と協議の上、近鉄の規定、市の諸規定等を踏まえ精査して決定したものである。

なお、近鉄の内部規定は、この工事の鉄道敷地内工事という特殊性からして、近鉄沿線自治体が適用し、契約しているものであり、本市の土木積算基準算定値より低額であった。

(2) 下水道部下水建設課の弁明

下水道部下水建設課の弁明を要約すると次のとおりである。

公共下水道茂福汚水2号幹線管渠布設工事(その1)に伴う軌道管理防護工事については、鉄道の保全に関して国が定めた「建設工事公衆災害防止対策要綱第28」に基づき、予め鉄道経営者である近鉄と協議し決定した承認書により近鉄に委託したものであり、事務費を含めて委託費として支出したものである。

諸経費とは、一般に受注者が工事を受注する際、直接工事にかかる費用の他に、準備費、仮設費、安全費、役務費、現場の労務管理費及び本社経費等であり、本件の場合、請負業者において必要な安全管理費、その他の経費及び消費税を、直接工事にかかる費用に対して一定の率を掛けて諸経費としたもので、適正な請負工事を執行するには必要な費用である。

事務費とは、一般に発注者が工事を発注する際、その事務をするために必要な人件費、旅費、事務所費、工事雑費等であり、本件の場合、近鉄が防護工事を工事請負業者に発注することに伴い、発注者である近鉄において必要な事務に要する費用で、工事費に対して一定の率を掛けて事務費としたものである。

市においても工事を発注する際、直接工事費に仮設費等の諸経費を合わせて適正価格として発注している。また、発注に当たり、設計事務のほか、契約、工事管理、検査、支払い等の事務経費として事務費が必要である。

以上のことから、事務費と諸経費は性質の異なるものであり、二重に支払っているものではない。したがって事務費を支出することは公金の不当な支出ではない。

(3) 監査委員の判断

結 論

本件事務費の二重支出については、請求人が主張する事実は認められなかったため、地方自治法第242条第1項に規定する不当な公金の支出に該当せず、請求については理由がないものと判断する。

したがって、本件請求は、これを棄却する。

理 由

本件工事は、四日市市が施行する「公共下水道茂福汚水2号幹線管渠布設工事(その1)」における近鉄名古屋線霞ヶ浦第15号踏切道下水管推進工事にかかる近鉄への「軌道管理防護工事委託」であり、この工事委託契約における直接工事費及び必要経費は工事区別に細目積算されている。一方、事務費は工事総額に対して算定されるもので、一括計上されるものである。

上記にかかる諸経費と事務費については、市と近鉄の双方に規定の整備があり、諸経費(近鉄から当該工事を請け負った業者が直接工事費の他に要する工事に含める安全管理費、その他工事経費等。)と事務費(近鉄が事務を進めるために必要とする人件費及び備消耗品費等事務経費。)は性質の異なるものとされており、工事施行をする上において共に必要とする経費である。また、諸経費、事務費の金額の算定は、それぞれに適用される工事費に一定の率を掛けたものであり、

市と近鉄の協議により、近鉄沿線の自治体が採用している近鉄の規定を適用し、市が市の諸規定等とも照合・精査して決定したものである。なお、関係書類の調査及び下水道部下水建設課の弁明聴取の結果においても、いずれも正当なものと認められた。

以上のことから本件の事務費については、不当な二重支出とは認められず、請求人の言う近鉄への支出は不当であるという主張は当たらない。